

## 社会福祉法人白雪会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白雪会の役員等の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事及び監事、評議員をいう。

2. 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(評議員会の出席報酬等)

第3条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬並びに費用弁償に関し支払うことができる。なお、理事及び監事が評議員会の要請を受けて出席した場合も同様とする。

2. 交通費の実費が、費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。

(理事会の出席報酬等)

第4条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表2により1日分の報酬並びに費用弁償に関し支払うことができる。なお、同日に併せて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び費用弁償はこれを支払わないものとする。

2. 交通費の実費が、費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。

(役員勤務報酬等)

第5条 理事長が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬並びに費用弁償に関し支払うことができる。

2. 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬並びに費用弁償に関し支払うことができる。

3. 交通費の実費が、費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。

4. 週平均2日以上(20時間未満)または月に4日以上(20時間以上)業務にあたる役員に対しては、別表4により月額報酬を支払うことができる。

5. 前項にあたる役員に対しては、別表2及び別表3に係る報酬並びに費用弁償、及び第8条に係る報酬支出は、これを行わないものとする。

(監事の報酬等)

第6条 監事が理事会に出席したときは、別表2により1日分の報酬及び費用弁償に関し支払うことができる。また、同日に併せて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬並びに費用弁償は、これを支払わないものとする。

2. 監事が理事会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会い及び運営状況の指導ま

たは監査の業務にあたった場合は、別表3により報酬並びに費用弁償に関し支払うことができる。

3. 交通費の実費が、費用弁償の額を超える場合は、その実費とする。

(報酬等の支給方法)

第7条 役員等に対する報酬並びに費用弁償の支給時期は、当該会議又は業務の為に出席した月の翌月25日に支払うこととする。但し、その日が休日及び金融機関の非営業日の場合は、その前日とする。

2. 第5条4項にあたる役員等の月額報酬については、当月末日締め当月25日に支払う。但し、その日が休日及び金融機関の非営業日の場合は、その前日とする。

3. 報酬等は、役員等が予め指定した金融機関の口座に、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(出張旅費)

第8条 役員が、法人業務のために出張する場合は、別表5により報酬及び旅費を支給することができる。

2. 旅費は、実費を支給する。

3. 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4. 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第9条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(公表)

第10条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 本規程の改廃は、評議員会の承認を経なければならない。

(補則)

第12条 本規程の実施に際し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

1. この規程は、平成29年6月7日より施行する。

2. この規定は、令和元年6月20日より施行する。

別表 1 (日額)

名 称	報 酬 額	費 用 弁 償
評議員会出席報酬等	7,000円	3,000円

別表 2 (日額)

名 称	報 酬 額	費 用 弁 償
理事会出席報酬等	7,000円	3,000円

別表 3

名 称	報 酬 額	費 用 弁 償
理事長業務報酬等	7,000円	3,000円
理事業務報酬等	7,000円	3,000円
監事監査指導報酬等	7,000円	3,000円

別表 4

役員業務報酬	報 酬 額
週平均2日以上20時間未満	50,000円
月4日以上20時間以上	150,000円

別表 5

報酬額	旅 費	宿泊費	その他
10,000円	実 費	実 費	実 費